

復興庁組織令

内閣は、復興庁設置法（平成二十三年法律第百二十五号）第十二条第三項及び附則第十五条の規定に基づき、この政令を制定する。

(統括官)

第一条 復興庁に、統括官二人を置く。

2 統括官は、命を受けて、復興庁設置法第四条第一項及び第二項に規定する事務のほか、次に掲げる事務を分掌する。

二 復興庁の職員の任免、給与、懲戒、服務その他の人事並びに教養及び訓練に関すること。

三 内閣総理大臣の官印及び庁印の保管に関すること。

四 公文書類の接受、發送、編集及び保存に関すること。

五 法令案その他の公文書類の審査に関すること。

六 復興庁の保有する情報の公開に関するこ
と。

七 復興庁の保有する個人情報 の保護に関する
こと。

八 復興庁の所掌事務に関する総合調整に関する
こと。

九 復興庁の行政の考查に關すること。

十一 広報に関する事。

十二 復興庁の機構及び定員に関すること。

十三 復興庁の所掌に係る経費及び収入の予算、決算及び会計並びに会計の監査に関すること。

十四 復興庁所管の国有財産及び物品の管理に関すること。

十五 復興庁の職員の衛生、医療その他の福利厚生に関すること。

十六 復興庁の所掌事務に関する政策の評価に関すること。

十七 前各号に掲げるもののほか、復興庁の所掌事務に関すること。

(審議官)

第二条 復興庁に、審議官五人（うち二人は、関係のある他の職を占める者をもって充てられるものとす。）を置く。

2 審議官は、命を受けて、統括官のつかさどる職務のうち重要事項に係るものを助ける。

3 審議官は、その充てられる者の占める関係のある他の職が非常勤の職であるときは、非常勤

(公文書監理官及び参事官)

第三条 復興庁に、公文書監理官（関係のある他の職を占める者をもつて充てられるものとする。）及び参事官を置く。

2 公文書監理官は、命を受けて、復興庁の所掌事務のうち公文書類の管理並びにこれに関連する情報の公開及び個人情報保護の適正な実施

3 参事官は、命を受けて、統括官のつかさどる職務を助ける。

4 公文書監理官の定数は一人と、参事官の定数は併任の者を除き八人とする。

第四条 復興局の名称、位置及び管轄区域は、次

の表のとおりとする。	
名称	位置
岩手復興局	釜石市
宮城復興局	石巻市
福島復興局	福島市
	福島県
	宮城県
	岩手県
	管轄区域

附則抄

（施行期日）

第一条 この政令は、復興庁設置法の施行の日（平成二十四年二月十日）から施行する。

第二章 平成二十五年六月三十日までの間 第一節 条第一項の統括官のうち一人は、関係のある他の職を占める者をもつて充てられるものとする。

(他の政令の適用の特例)

第七條 復興庁が廃止されるまでの間における次の表の第一欄に掲げる政令の規定の適用については、同欄に掲げる政令の同表の第二欄に掲げる規定中同表の第三欄に掲げる字句は、それぞれ同表の第四欄に掲げる字句とする。

予算決算及び会計令 第六 第十七条 第十七条第一項の地方支分部局

（昭和二十二年勅令第百六十五号）	第十八条第一項	項の地方支分部局の長	の長、復興庁設置法（平成二十三年法律第百二十五号）第十七条第一項の地方機関の長
------------------	---------	------------	---

[illegible]

(処分等の効力)

第四条 この政令の施行前にこの政令による改正前のそれぞれの政令(次条において「旧政令」という。)の規定によつてした処分、手続その他の行為であつて、この政令による改正後のそれぞれの政令(以下この条及び次条において「新政令」という。)の規定に相当の規定があるものは、別段の定めがあるものを除き、新政令の相当の規定によつてしたものとみなす。

附 則 (平成二十七年一月三〇日政令第三〇号) 抄

第一条 (施行期日) この政令は、地方自治法の一部を改正する法律(次条において「改正法」という。)の施行の日(平成二十八年四月一日)から施行する。ただし、第一条中地方自治法施行令目次の改正規定、同令第二編第八章第三節の節名を削る改正規定及び同令第七十四条の四十九の二十の改正規定、第十四条、第十七条、第十八条(指定都市、中核市又は特例市の指定があつた場合における必要な事項を定める政令第四條第一項の改正規定を除く。)、第二十一条から第二十五条まで、第二十七条、第二十九条、第三十二条、第三十三条、第三十六条及び第四十六条の規定並びに第四十七条中総務省組織令第四十七條の二第四号の改正規定並びに次条から附則第十五条までの規定は、平成二十七年四月一日から施行する。

附 則 (平成二十七年三月一八日政令第七四号) 抄

この政令は、平成二十七年四月一日から施行する。

附 則 (平成二十七年三月二七日政令第九五号) 抄

第一条 (施行期日) この政令は、平成二十七年四月一日から施行する。

附 則 (平成二十七年九月四日政令第三一八号) 抄

第一条 (施行期日) この政令は、公布の日から施行する。ただし、第一条の規定及び附則第四条の規定は、平成二十八年四月一日から施行する。

附 則 (平成二十七年十一月二六日政令第三九二号) 抄

第一条 (施行期日) この政令は、行政不服審査法の施行の日(平成二十八年四月一日)から施行する。

附 則 (平成二十八年一月二九日政令第三二号) 抄

第一条 (施行期日) この政令は、平成二十八年四月一日から施行する。

附 則 (平成二十八年三月二五日政令第八四号) 抄

第一条 (施行期日) この政令は、我が国及び国際社会の平和及び安全の確保に資するための自衛隊法等の一部を改正する法律の施行の日(平成二十八年三月二十九日)から施行する。

附 則 (平成二十八年一〇月五日政令第三二四号) 抄

1 この政令は、改正法の施行の日から施行する。

附 則 (平成二十九年二月一五日政令第一九号) 抄

第一条 (施行期日) この政令は、整備法の施行の日(平成二十九年五月三十日)から施行する。

附 則 (平成三十一年三月二五日政令第五三三号) 抄

1 この政令は、平成三十一年四月一日から施行する。

附 則 (平成三十一年三月三〇日政令第一二六号) 抄

この政令は、平成三十一年四月一日から施行する。

附 則 (令和元年一〇月二四日政令第一三六号) 抄

1 この政令は、特定複合観光施設区域整備法附則第一条第三号に掲げる規定の施行の日(令和二年一月七日)から施行する。

附 則 (令和元年十二月一〇日政令第一七七号) 抄

この政令は、令和元年十二月十一日から施行する。ただし、第三条の規定は、公布の日から施行する。

附 則 (令和二年一〇月二日政令第三〇号) 抄

1 この政令は、令和三年四月一日から施行する。ただし、第一条中復興庁組織令附則第七条第三項の改正規定は、公布の日から施行する。

附 則 (令和三年三月三一日政令第七九号) 抄

この政令は、令和三年四月一日から施行する。

附 則 (令和三年三月三一日政令第一〇九号) 抄

第一条 (施行期日) この政令は、令和三年四月一日から施行する。

附 則 (令和三年七月二日政令第一九五号) 抄

1 この政令は、令和三年九月一日から施行する。

附 則 (令和三年一〇月二九日政令第二九二号) 抄

第一条 (施行期日) この政令は、デジタル社会の形成を図るための関係法律の整備に関する法律(次条第一項及び附則第四条において「整備法」という。)第五十条の規定の施行の日(令和四年四月一日。附則第四条において「整備法第五十条施行日」という。)から施行する。

附 則 (令和四年四月二〇日政令第一七七号) 抄

1 この政令は、令和五年四月一日から施行する。

附 則 (令和六年三月二九日政令第八一号) 抄

この政令は、令和六年四月一日から施行する。